

# 重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理工事報告書

## 第一章 建造物の概要

### 第一節 官報告示(重要文化財指定)

昭和廿九年九月十七日 文化財保護委員会告示第三十九号

名称	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在の場所
飯香岡八幡宮本殿	桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、向拝三間、こけら葺(現在銅板葺)	飯香岡八幡宮	千葉県市原市原郡八幡町八幡	千葉県市原市原郡八幡町八幡飯香岡八幡宮境内

註 所在地は町村合併により千葉県市原市八幡となる  
構造形式中こけら葺は現状変更の結果こけら型銅板平葺となる

### 第二節 規模

桁行	桁行両端柱間真々	七・六二米
梁間	梁間〃〃〃(向拝とも)	七・九一米
軒の出	側柱真より茅負外下角まで	一・九七米
軒高	柱礎石上端より茅負外下角まで	五・四五米
棟高	柱礎石上端より棟頂上まで	一・〇〇米
平面積	側柱内側面積	六〇・三〇平方米
軒面積	茅負外下角内側面積	一三三・五〇平方米
屋根面積	平葺面積	一一二・〇〇平方米

### 第三節 構造形式

桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、向拝三間、三方縁勾欄附、正面木階四級、銅板平葺(元こけら葺)西北に面す。  
雨落葛石内土間たたき、周囲に雨落溝を廻す。  
正面三間両開戸(内開)、側面及背面総板壁、床下背面中央引違戸、他総横板嵌目板入。

本柱(円柱)地覆石上土台を廻す。足固貫、縁長押、腰貫、内法長押、頭貫を通す。斗拱三斗出組実肘木及拳鼻附、四隅鬼斗連三斗皿斗附、軒支輪、丸桁、二軒繁礎、縁束方柱、礎石自然石、腰貫、頭貫を通す。勾欄四隅はね勾欄、正面を除く三方木口縁。

内部床板敷、天井太棹縁(根太天井)、斗拱三斗実肘木、内部柱二本円柱、両端の間開放、中の間両開板扉、内部中央宮殿三具。

向拝 方柱面取、斗拱出三斗両端連三斗、持送り皿斗附、斗拱間蓋股(仮設) 正面木階四級浜床附、前面三間開放、側面各一間杉戸引違い、鴨居上板嵌、繫虹梁、縫破風、打越櫃、内部床板敷、天井化粧屋根裏。

屋根入母屋造、銅板平葺、こけら軒付一重、両妻据破風、三花懸輿附、妻飾三斗虹梁太瓶束、箱棟両端鬼板鳥衾付。

裝飾 総丹塗、要所墨塗、木口黄土塗、板扉黒漆塗、箱棟菊桐紋金具、鬼板桐文金具、懸魚六葉金具附。

## 第四節 創立沿革

飯香岡八幡宮は貞享年間鎮座されたと伝える古い神社である。社伝によれば、建久四年頼朝の寄進による新造宮があり、のち長祿三年と文明元年に本殿の修葺と階殿、拜殿等の造立があったというが、造立年次を明らかにする資料に乏しく、現本殿はその形式手法からみると十五世紀頃のものと考えられ、社記の長祿もしくは文明改修を建立の年代と解してよからうと思われる。その後、天文十六年、文祿三年に小修理が施され、慶長九年に至って化粧軒以上を全部取替え柱も身舎で二本、向拝で一本をさし替える大修理が行われており、以後数次に亘って修理が施されて来ているが、本殿要部はほぼ建立当時のまま残され、慶長改修時の姿が現存されている。元禄四年に前面に階殿を取付けた際に向拝組物を改造し、一部を撤去したほか、正面の柱間装置や木階段が改造され、大正初年には縁廻りを改修する部分的な修理が行われて今日に至ったものである。昭和廿九年に本殿が重要文化財に指定され、昭和四十二年から四十三年にかけて国庫の補助を得て解体修理が行われた。

## 第五節 修理前破損状況

(イ) 基礎 旧海浜に位置するため地盤が悪く一帯に砂地となっている。そ

## 第二章 修理工事概況

### 第一節 修理方針

この工事は重要文化財として指定された建造物の保存修理工事であるから、施工に当っては古材の再用と在来技法の踏襲につとめて行われた。技法、補足

地業に念を入れた。

なお、附帯工事として玉垣を復旧し、防災施設として避雷針を設備した。

又、自動火災警報設備は別途工事として施工した。

### 第二節 工事執行方法

本修理工事に当り「重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会」を組織し、事務局を市原市教育委員会内におき、現場には工事事務所を開設し現場職員を常駐させ、委員長並に工事監督の指揮をうけ、材料の購入、職工の奮励、火気の注意その他工事に関する諸般の研究調査を行い、文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、文化財保護委員会規則その他関係法規を参照し一切の事務を処理し、工事を施行した。

重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会規約

(目的)

第一条 本会は、重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会(以下「委員会」という)として、飯香岡八幡宮本殿の修理工事を完成することを目的とする。

(事務所)

第二条 委員会の事務所は、市原市教育委員会内におく。

(役員)

第三条 委員会に次の役員をおく。

委員長	一名
副委員長	四名
委員	若干名
監査員	二名
顧問	若干名
参事	若干名

2 委員長は、市原市長をもってこれにあてる。

3 副委員長、委員、顧問、参事は委員長が委嘱する。

の為中世に柱礎石をとりやめて布基礎をし土台を廻らしているが不同沈下を来し、外部表面の磨滅が甚しくなっていた。

(ロ) 軸部 前記基礎の不完全のため建物軸部にも影響し、不同沈下と共に傾斜が目立ち、総体に弛緩し、柱及び貫等の松材には蟻害も見られ、東南面は特に甚しく、白蟻の生存も認められ虫蝕も甚しかった。

(ハ) 斗拱廻り 軸部と共に不陸を来し、正面及び背面東南部には雨漏りによる腐朽で形状が全く見られぬ処もあり、総体に虫害が甚しかった。

(ニ) 軒廻り 化粧材は殆んど虫害を蒙り、全く危険な状態であった。(最近背面、両側面軒先に鉄支柱を立てて補強されていた)同時に飛檐椽鼻を茅葺に緊結させるために銅製手遣い鍍金が全体に打たれていた。

(ホ) 小屋組 前記同様に虫害甚しく、小束に添木をなし東南面の小屋裏には新たに枯木等が入れられていた。東面の小屋組は最近のものとなっていた。

(ヘ) 屋根 銅板は殆んど風蝕で釘が弛るみ、正面及び東面は最近の補修となっていた。

(ロ) 外部塗り 諸所に後修の跡が見られたが、全体に塗色は剥落し、素木同様の状態であった。

材料の決定は各部の調査結果にもとづいて決定した。この工事は建物各部の弛緩が甚しく、且つ前面階殿の取付によって著しく外観を損していたので、根本的解体修理工事とした。即ち、階殿を本殿から切り離し、向拝部分その他の復旧を行った。基礎工事は地盤が悪いので特に留意し、不同沈下の起らないよう

4 監査員は、委員長が委員会の同意を得て、委員および学識経験者のうちから選任する。

(役員職務)

第四条 委員長は会務を総理し、委員長事故あるときは副委員長がその職務を代行する。

2 委員は工事の重要事項について審議する。

3 監査員は会計を監査する。

4 顧問および参事は委員長の諮問に応ずる。

(事務局)

第五条 本会に事務局をおき、本会に関する事務を行なう。

2 事務局職員は委員長が任命する。

3 工事監督、工事主任は文化財保護委員会の推薦による。

第六条 庶務部に職員若干名をおき、庶務および経理の一般事務を行なう。

第七条 工事事務所に工事監督一名、工事主任一名、工事副主任一名およびその他必要な職員若くは若干名をおき、修理工事の直接事務を行なう。

2 工事監督は委員長の方針のもとに文化財保護委員会および千葉県教育委員会の指導をうけて工事主任を指揮し、工事の技術部門を重点とした運営の責に任ずる。

3 工事主任は工事監督の指揮をうけ、工事の管理および執行に関する職務並びに経理の一部を担当する。

4 工事副主任は工事監督および工事主任の指揮をうけ、工事主任の業務を補佐する。

(職員職務)

第八条 職員および職工並びに人夫の服務についてはこの規約に定めるもののほか別に定めるところによる。

(技術職員の給与および旅費)

第九条 技術職員の給与および旅費は、文化財保護委員会の通知に基づき国家公務員に準じて取扱うものとする。

(会議)

第十条 運営委員会は役員を以て構成し、次に掲げる事項を審議する。

3

- (一) 事業計画および予算に関する事項
- (二) 事業予算および工期の変更に関する事項
- (三) その他重要事項

2 会議は委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

3 事務局職員は会議に出席し、意見を述べることが出来る。

(会計)

第十一条 この規約に定めるもののほか、委員会の会計は千葉県財務規則に準ずる。

(補助金等の保管)

第十二条 工事は国庫補助金および所有者負担金等の収入をもってこれに充て、工事費は確實なる銀行又は金融機関に預け入れ委員会が保管し支出する。

(監査)

第十三条 監査員は工事中会計事務の監査を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

(解散)

第十四条 本会は修理工事が完成し、積算および工事の報告その他一切の事務を完了したときをもって解散する。

この規約は昭和四十二年四月一日から実施する。

附 則

飯香岡八幡宮本殿修理委員会役員

顧問 衆議院議員 始 関 伊 平  
 " 参議院議員 菅 野 俊 作  
 " 県教育長 鈴 木 勲  
 参 与 市教育委員長 川 上 二 典  
 " 市会議員 小 倉 由 太 郎  
 " " 土 屋 勲  
 " " 小 林 喜 一  
 委員長 市原市長 鈴木 貞 一

副委員長 県社会教育課長 中 島 章 夫  
 " 市会議長 川 上 一 之  
 " 市助役 栗 根 圭 夫  
 " 市教育長 本 間 隆 次  
 委 員 飯香岡八幡宮宮司 市 川 教 生  
 " " 総代 宮 吉 亮  
 " " 川 崎 方 哉  
 " " 織 田 延 之 輔  
 " " 鈴 木 万 蔵  
 " " 今 井 円 蔵  
 " " 中 村 幸 生  
 " " 勝 捨 次 郎  
 " " 石 井 角 太 郎  
 " " 丸 平 吉  
 " " 高 橋 在 久  
 " " 海 上 信 久  
 監 査 員 県文化財室長  
 " " 市収入役  
 事 務 局  
 局 長 市社会教育課長 今 関 文 太 郎  
 庶 務 部  
 主 任 市社会教育主事 大 室 晃  
 係 市主事 井 原 淳  
 工 事 監 督 一級建築士 大 滝 正 雄  
 工 事 主 任 文化財建築技師 清 水 栄 四 郎  
 " 補 佐 " 倉 部 憲 右

事務員 白鳥節子  
 工事関係者  
 大工棟梁 (他五名) 和田通夫  
 葺 菊 地 俣  
 屋根工事 (仮設物及び基礎工事請負) 小野工業株式会社  
 塗装工事 岸野美術塗工業株式会社  
 木材納入 材辰巨材株式会社

第三節 修理の経過

実施工程  
 工 事 着 手 昭和四十二年四月一日  
 起 工 式 昭和四十二年四月三日  
 立 柱 式 昭和四十三年三月八日  
 上 棟 式 昭和四十三年六月二十三日  
 竣 功 式 昭和四十三年十二月卅一日

種 別	着手年月日	終了年月日
着手準備	昭和四二・四・一	昭和四二・四・三〇
実測調査	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
実施図面調査	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
仮設工事	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	昭和四三・六・三〇
解体工事	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
基礎工事	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
化粧木材組み	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
化粧新材加工	昭和四三・一・一	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

工 事	野物古材繕い	昭和四三・四・一	昭和四三・四・三〇
小屋野地造り	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
軸部組立	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
造作取付	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
屋根工事	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
塗装工事	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
附帯工事	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
仮設物撤去跡片付	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃
残務整理	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃	〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

現状変更

解体調査の結果、諸所に後世の改変があったことが判明したので、左の事項について文化財保護委員会の許可を得て現状変更を行った。

一、向拝廻りを次のように旧に復した。

イ、二重床張りを撤去した。

ロ、前面に取付く後設幣殿を切離し、正面の頭貫、組物及び軒廻りを旧規に復した。

ハ、正面三間に木階及び浜床を復し、三間とも吹放しに復した。

ニ、両側面出入口の内法高を旧規に復し、舞良戸片引を杉戸引違いに改めた。

三、縁廻りを次のように復旧または整備した。

イ、廻縁の正面部分を廃し、前面を向拝柱筋納めの旧状に復した。

ロ、両側面後端の脇障子を撤去し、背面に縁を復旧した。

ハ、縁と勾欄の形式を整えた。

三、屋根瓦棒銅板葺を銅板平葺に改め、大棟の形式を整えた。

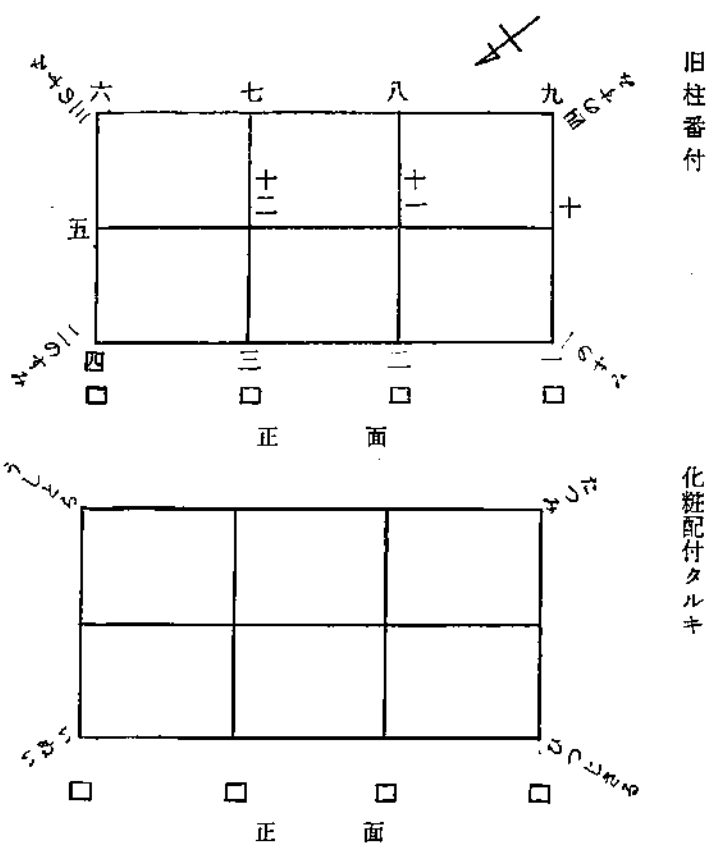
### 第四節 修理仕様

#### A、通則

- (一) 総則 この仕様は解体を完了し、現状変更の決定により工事の方針が確立した後に造られたものであるが、具体的仕様の概要を示すもので実施に当っては細部の仕様を示して施工した。
- (二) 材料検収 材料の全ては検査に合格したものを使用した。
- (三) 図面型板 施工図、矩計図を設定し、曲線等のものは現寸引付型板を製作して施工した。
- (四) 基準尺度 スチールテープ目盛りによって繪製尺杖を製作して基準尺度とし、全工事を通じて使用した。

#### B、仮設工事

- (一) 構造物
  - (イ) 事務所、工作小屋、休憩所を除く他は凡て丸太掘立とし、組手はナマシ鉄線8#-10#にて緊結し、屋根は凡て亜鉛浪板鉄葺とし、一部に採光用のビニール波板葺込みとし、周囲よしず囲いとす。
  - (ロ) 事務所は神社境内に既存の原有建築物の一部を借用し、電灯、ガス、水道等の設備は一部改修して使用した。
- (二) 仮設材料
  - 建地丸太 末口六・五種以上 長六米以上 杉丸太
  - 布、筋違、母屋 末口六種以上 長六米以上 同
  - 根太丸太 末口八種以上 長三米以上 同
  - 束、方杖 末口六種以上 切造い
  - 歩み板 長四米 巾二種以上 厚三種 杉板



#### D、基礎工事

##### (一) 地盤状態

旧海浜に位置するため、全体が砂地で地盤が悪く、解体後は縦横にトレンチを入れたところ、深さ一米下も砂地で、各柱下から旧礎石が発見された、いずれも自然石で砂地の上に据付けられていたが、中柱の二ヶ所だけは貝殻を搗込んでいた。この旧礎石は、全体の地盤より約四〇釐下にあって、大きいもので径六〇釐、小さいもので四五釐位であった。このような状態であるから後世旧礎石をそのままにして、上に砂平均厚一〇釐敷均し、布石幅四〇釐内外、厚さ不同平均三〇釐のみ切り仕上の布石を据付けした。

鉄板 亜鉛浪板 三〇#-三二#

#### (二) 索屋根

桁行 一六米、梁間 一五・六米 (二四九・六平方米)、昇機橋一ヶ所

#### (三) 工作小屋

桁行 一〇・九米、梁間 五・四五米

#### (四) 保存小屋

桁行 八米、梁間 四米

#### (五) 休憩所

桁行 五・四五米、梁間 三・六二米

#### (六) 境界柵

延長 七八米 出入口三ヶ所

#### (七) 事務所

既設建物 桁行 六・三米、梁間 五・四米、出入口一ヶ所

#### C、解体工事

##### (一) 解体

解体に先立ち各部材に番号札を打付、各部解体前の写真撮影を行い、実測調査をなしつつ解体を行った。解体中は、痕跡、各部の仕様、又は破損等の記録をとり、材料は取替・修繕を区別して整理を行った。基礎は土台下廻り全体及び縦横にトレンチ調査し、実測及び写真記録を行った。

##### (二) 発見墨書及び番付

建物建立時を考証するものは発見できなかったが、各柱下に番付があり、又、化粧隅木及び化粧柱、大棟鬼板裏又は幣取付柱の裏等から墨書の発見があった後修のあったことがわかった。

##### (三) 基礎の不同沈下

前記の状態にて高低において約一四釐程度の不同があったと見られた。(地覆石上端にて)

##### (四) 材料及び工法

区分	在来の工法		実施の工法		当初設計の工法
	材料	工法	材料	工法	
側柱礎石	硬質自然石	元禄又は文久	布石の切上り	布石の切上り	旧礎石掘起し杭打コンクリート
中柱礎石	硬質自然石	元禄又は文久	布石の切上り	布石の切上り	旧礎石掘起し杭打コンクリート
葛石及階段	大正年	伊豆石	布石の切上り	布石の切上り	旧礎石掘起し杭打コンクリート
排水溝	大谷石	伊豆石	布石の切上り	布石の切上り	旧礎石掘起し杭打コンクリート

##### (五) 地業寸法

区分	土台下	階段廻り	葛石	排水溝
根切り	布幅 深さ一〇〇釐	深さ 六〇釐	深さ 六〇釐	深さ 一〇〇釐
栗石	厚幅 七五釐	厚幅 一五〇釐	厚幅 二一〇釐	厚幅 二〇〇釐
コンクリート	平均厚幅 四五釐	厚幅 三〇釐	厚幅 二七釐	底厚 九釐
砂利	厚幅 四五釐	厚幅 三〇釐	厚幅 二七釐	底厚 九釐

##### (六) 地業

土台下布石 現材料(伊豆石)





(一) 金 具

区分	位置	旧仕様	実 施 仕 様
扉廻り	軸塵、鍵穴	欠 損	練鉄製、焼うるし塗仕上、形状寸法は同時代のものになろう
勾欄	笹 金 具	後世改変により不明	鋼製、隅小口包金具、木釘隠し等金箱押仕上、形状寸法は同時代のものになろう

(二) 防蟻処理

区 分	位 置	旧 仕 様	実 施 仕 様
木 部	軸部、小屋組 見え隠れ		木部内部、柱穴、木口、各仕口小屋裏等キシラモーン一回以上刷毛塗又は浸透する。土台下、内側はクレオソート二回以上塗
基 礎	土 台 下		基礎内外に全体にクレオソート六倍を散布し、土台下廻り周囲基礎下に四倍を散布した

(三) 烙印印押

木部の新補材には見え隠れにすべて修理年次の烙印をした。

(四) 修理銘板

銅板厚〇・七種、長さ六〇種、幅三〇種に工事の概要を陰刻して、本殿正面に銅板にて取付した。

(五) 跡片付け

工事完了後は一切の仮設物を撤去し、地域内の残材等を取り片付け、整地及び跡掃除を行った。

H、附帯工事

(一) 幣殿の切離し工事

本殿工事に支障の東方柱間一間通りは、小屋及び屋根まで全部解体し本殿の現状変更により従来の接続を切離した。

(二) 雑工事

総 工 費 金二一、九九三、一四一円

内

昭和四十二年度工事費	金 九、〇〇〇、〇〇〇円	国庫補助金
昭和四十三年度工事費	金二二、九九三、一四一円	千葉県補助金
収入内訳		市原市補助金
金 一六、〇五〇、〇〇〇円		所有者負担金
金 二、三〇〇、〇〇〇円		雑 収 入
金 二、五〇〇、〇〇〇円		
金 五五〇、〇〇〇円		
金 五九三、一四一円		
支出内訳		
金 一四、八八七、三五七円		工 事 費

第三章 調 査 事 項

第一節 概 要

本修理工事に着手するに先立ち、各部について精密に破損及び実測調査を行い、重要な部分は写真撮影をなした。前面の幣殿は、工事に支障があるので切り離し解体した。

修理工事中において後世の改変をうけた箇所は、発見古材及び同痕跡等を調査し、なお近郷の類似建物をも調査の上、現状変更を申請し、許可の後にこれを実施した。

以上の資料を基にして修理の実施方針を定め、且つ修理工作の仕様標準を立てた。また発見墨書及び旧番付による資料の蒐集及び神社保管の古文書及び関

イ、本殿軒先と幣殿軒の取合に銅板厚さ〇・五耗延長九米、幅四〇種、深さ一八種、延長六〇米は、工事中支障のため一旦取除き、工事完了後、周囲玉垣、延長六〇米は、工事中支障のため一旦取除き、工事完了後基礎全体コンクリート厚さ一三種、深さ三〇種の基礎を作り、木部の脚朽材を補足し、破損箇所は修繕して組立てた。屋根一同様修繕し、全体をベンガラ塗り仕上げとした。

(三) 避雷針設備

イ、資材はすべて目的に対し最良の品質及び形状を有するものとし、使用前に必ず責任技術者の検査をうけたものを使用した。

ロ、避雷導体には棟上に三耗×二五耗の鋼帯三条を並列し、支持金物をもつて堅固に棟に取付けた。

ハ、引下導線には二耗×一九本燃を用い、途中支持金物を用いて屋根面に取付け、軒先には支持金物を用いて自重が軒先に負荷されないよう施工した。

ニ、軒先よりの引下げには引下ビニール管を用い、コンクリート柱にてビニール管を保護した。

ホ、接地電極にはアルミ鍍金鉄パイプ八本（長さ五・五米、直径三種）を打込みとした。

ヘ、接地電極埋設箇所にはターミナルボックスを設け、中に接地抵抗測定用の端子を設けた。

ト、工事完了後は接地抵抗を測定し、総合抵抗一〇オーム以下をもって合格とした。

第五節 修理費清算

内	金 四、四〇三、五〇〇円	賃 金
金 五、四六二、一三三円		諸 資 材 費
金 四、八三八、六二八円		請 負 費
金 一一四、四九一円		保 險 費
金 六八、六〇五円		機 械 器 具 費
金 五七七、九五〇円		附 帯 工 事 費
金 六、五二七、八三四円		人 件 及 事 務 費
内		
金 五、三五三、〇四三円		人 件 費
金 一、一七四、七九一円		事 務 費

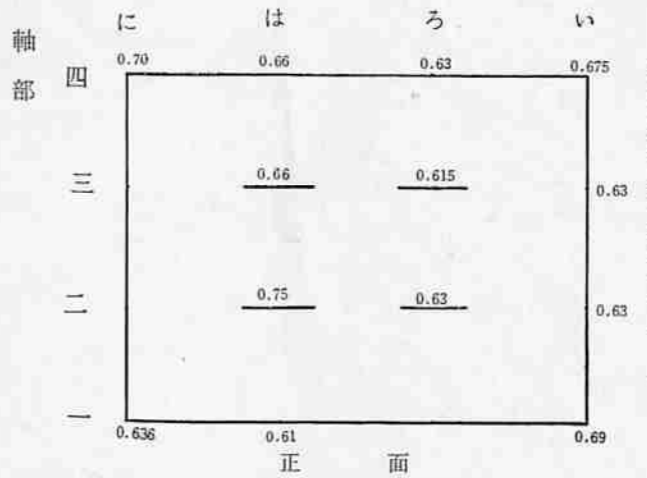
係古文書等を参考資料として調査した。

第二節 破損及び実測調査

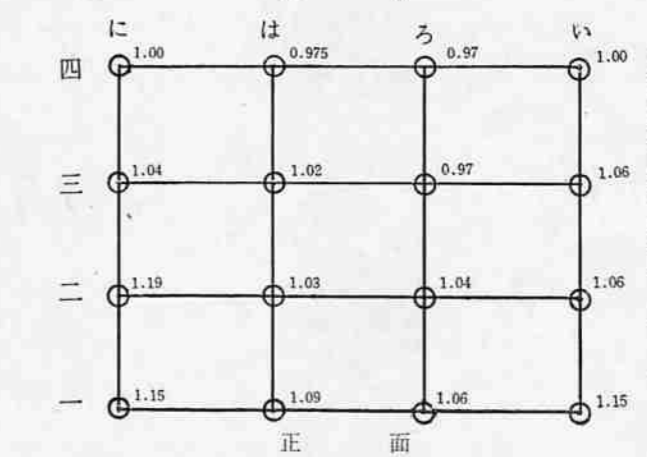
雨落葛石及び地覆石、礎石

雨落葛石の布石は、所々風化欠損し葛石内は土間（砂地）となっていた。周囲土台下の地覆石は、切石（小松石）で風化した部分もあり不同沈下を来し、不陸となっていた。中柱当りには礎石（切石）を用いていたが、これも同様表面が風化していた。地覆石下及び礎石下の地業は砂地業で一部に瓦片などが挿入してあった。地覆石の下には旧礎石（自然石）があり、地覆石が直接にこれにのっていたのもあり、離れているものは瓦礫をつめてあった。

地覆石不陸調（水貫より下り）



旧礎石不陸調（水貫より下り）



土台は継手の部分（隅小根付二枚柄、平の部分には履鎌込栓打）及び下端が所々腐朽していた。材質は「かや」であった。柱は凡て土台を入れる際に下端を土台のせいだけ切られており、本柱二本、向拝柱一本は後補材であった。柱下端は土台に柄差しとなっていたが、その柄の腐朽したものもあった。うち一本は根継してあった。材質は松及び樺材であるが後補材は松材であった。頭貫、飛貫、斗拱共組手の腐朽するものあり、材質が悪い為め（松材）外部に面したところは風化磨滅が甚しかった。向拝の部分の頭貫及び斗拱は後世（元禄）幣殿接続の際に取り替えられてすっかりしていた。

軒廻り、正面は中央の部分で幣殿取付の為め打越種の前半及び飛檐種が失われ、他の三面には軒の垂下を防ぐ為め近世に鉄柱の支柱を立てて支えていた。屋根の軒付には、こけら葺が残存し、銅板瓦葺は近世修理された部分には

桁行 一—二間

柱通り	土居桁	丸	桁	飛	貫	床	貫	足固貫	土	台	決定寸法
に	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
は	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
ろ	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
い	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六

桁行 二—三間

柱通り	土居桁	丸	桁	飛	貫	床	貫	足固貫	土	台	決定寸法
に	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
は	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
ろ	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
い	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六

桁行 三—四間

柱通り	土居桁	丸	桁	飛	貫	床	貫	足固貫	土	台	決定寸法
に	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
は	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
ろ	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
い	二・四〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六

第三節 現状変更説明

- 一、向拝廻りを次のように旧に復した
- (1) 二重床張りを撤去した。

向拝部は全面に板張りの床であるが、従前は旧床板上に根太を直接置

っかりしていた。妻懸魚は明治修理で取替えられており、縁廻りも脇障子共明治の修理で全部新材に取替えられていた。

向拝正面通りは後世幣殿附設に伴って中の間に両引戸を両端間に板壁を作って仕切りとしていた。（元は開放）中の間両柱の外側は漆塗となっていた。

柱間寸法実測調査表

梁間 一—二間

柱通り	土居桁	丸	桁	飛	貫	腰貫	床貫	足固貫	土	台	決定寸法
四	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
三	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
二	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
一	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六

梁間 三—四間

柱通り	土居桁	丸	桁	飛	貫	腰貫	床貫	足固貫	土	台	決定寸法
四	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
三	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
二	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六
一	二・七〇			三・〇〇	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六	三・〇六

梁間 一—二間

いて二重の床板張りとし中央間は畳敷としていた。これは旧床板上面の破損を被覆するためのもので、材料、工法とも新しくごく近年の工作にかかると明らかであったので撤去して旧状に復した。

(四) 前面に取付く後設幣殿を切離し、正面の頭貫、組物及び軒廻りを旧規に復した。

現在の幣殿は拝殿と共に元禄四年に再建されたもので、向拝正面通り両端間の中央に柱を挿入し、軸部をこれに取付けると共に、前面の化粧軒を一部撤去して屋根も本殿に接続させていた。そのため本殿は前面の柱間装置、階段を始め向拝組物また改変を受け、著しく外観を損じていたのみならず、社殿の形態も建立年次にふさわしくなかった。よって今回後設の幣殿を切り離し、向拝廻りを本項及び次項のように旧規に復した。

まず組物廻りについては幣殿取付けの際に桁はそのままとして従来の頭貫、組物を撤去し、頭貫を幅のせまいものに改めたほか、組物は両端柱の上のみ実肘木の新造のものに取替え、中央二箇所には細い束立ちに改造した。従来の頭貫、組物はこの時のもので材料、工法とも新しい。桁及び繫梁には旧巻斗の風蝕型があり、小屋裏より旧巻斗一個も発見されて出三斗組物の旧規が判明すると共に（註）柱の仕口より頭貫の旧寸法及び連三斗木部分の断面も判った。これらによって向拝前面の頭貫軒先、屋根を整えた。

(註) 従来の両端柱上は実肘木附連三斗斗組であったが、当初は巻斗で直接桁及び繫梁を支える出三斗斗組、両端は同連三斗斗組であった。巻斗の当り真により肘木長さも判明し、身舎より全体的に少し小さい。なお、組物間中備の巻斗一箇の当り真もあり、その大きさは組物部のものとは異なるが、頭貫が取替えられていたため蓋股であったかどうかはわからない。



(イ) 正面三間に木階及び浜床を復し、三間とも吹放しに復した。

前記幣殿取付のため、従来の正面は中央間を入口として両引分舞良戸建込み両端間を柱に四分一打付けの横板張壁とし、中央間前方のみに二級の箱階段を設けていたが、向拝柱には各前面に床板と同高の長押取付痕があり、また同両端柱には階段彫桁取付仕口と下方に浜床榫仕口があり(註一)当初は正面三間に渡って木階が取付き、下方には浜床が設けられていたことが判る(註二)また柱間装置も前面柱向合せ面には顕著な痕跡もないことから、当初は三間とも吹放しであったと認められる。よって正面に木階と浜床を復し、現状の建具や壁を撤去して三間とも吹放しに改めた。

(註一) 向拝身舎柱とも下に土台を通らせているが、柱下端の仕口は新しく、土台は後補と認められ柱根元を切断したと思われる(地下より旧礎石が発見された)柱前面には両端柱に彫桁仕口と低い浜床榫仕口、中央二本の柱にもこれとや、高さの異なる彫桁仕口と勾欄地覆、平桁、架木の仕口があるほか、全柱に床高の約1/2程度の箇所前面に低い床を取付けた痕跡(根木止めの釘穴)がある中央柱二本のうち南寄り柱は慶長取替材でありこれらの痕跡のうちでは両端柱の彫桁と浜床仕口が最も整い当初痕跡と判断されたのでこれによって前面の装置を復旧した。

(註二) 浜床の柱向拝柱前面に取付けること。彫桁はその上に納められる珍らしい形式となったが、両端柱前面には障壁状のものが取付いた痕跡があり、あるいはかなり古くから相之間状の箇所が設けられていたと思われるし、また浜床もそれと関連していたとも見られる。

(ニ) 両側面出入口の内法高を旧規に復し、舞良戸片引を杉戸引違いに改めた。

従来は床板上に敷居を置き鴨居内法高さ一九七種で、片引板戸建込みの出入口をとり、後寄りを胴縁入り堅板壁としていたが、柱の向き合せ

面には身舎切目長押上端位置に敷居取付の立目違柄穴があり、内法一五・五種の高さに鴨居取付の柄穴あるいは釘穴と風蝕型がある。この間には何等の痕跡もなく、引違戸口と推定されるので、元禄改造と思われる現片引装置を廃し、敷居および鴨居を旧規に復して杉戸引違いに整えた。

二、縁廻りを次のように復旧または整備した。

(イ) 廻縁の正面部分を廃し、前面を向拝柱筋納めの旧状に復した。

現在の縁は前方部が両端向拝柱の前通りまでめぐり、ここで階段により幣殿側面の縁に連絡するようにしていた。従前の縁廻りの材料はすべて大正初年に新材に取替えられていたが、柱の痕跡からみると元禄四年幣殿再建時の形式を踏襲していると認められた。しかし隅取首取付仕口はノミの切れが悪い上に小さくて明らかに後補とみられるし、また柱には側面に勾欄地覆平桁架木の仕口があつて、当初は縁の正面部はなく、向拝柱側面の位置でとめていたことが判明したのでこれらにより旧状に復した。

(ロ) 両側面後端の脇障子を撤去し、背面に縁を復旧した。

従来の縁は周囲に框を廻らして内を木口張りとする形式であったが、これは前述の如く大正改修によるものであり建物の年代にふさわしくないで通常の木口縁に改めた。また勾欄も高さなどは旧規を踏襲しながらも従来は不恰好な擬宝珠勾欄となっていたので列勾欄に整えた。(註) 本殿床根木に旧勾欄地覆(当初ではなく慶長時のものと推定される)二丁が転用されていた。これによって斗束、たたら束の位置し旧規を踏襲していることが判った。

三、屋根瓦棒銅板平葺に改め、大棟の形式を整えた。

従来、屋根は軒付、平葺とも柿葺をそのまま残し、上面に下地約三種厚の

板張りを施して瓦棒入りの銅板葺となっていた。京葉工業地帯に所在する当社は防災及び保存管理上、柿葺への復原は不適当と考えられ、また従来の形態も不体裁であるので、軒付を柿葺積みとし屋根面を柿葺型の銅板平葺に改めた。なおこれにもなって大棟の形状も整備した。

第四節 発見物及び銘文

一、棟札

表	三元三行	文禄三甲午年	代官 大塚助之丞
	奉再造立一字	災消除之飯	神主 菅田大内蔵亮
	三妙加持	三月吉祥日	惣社 家中

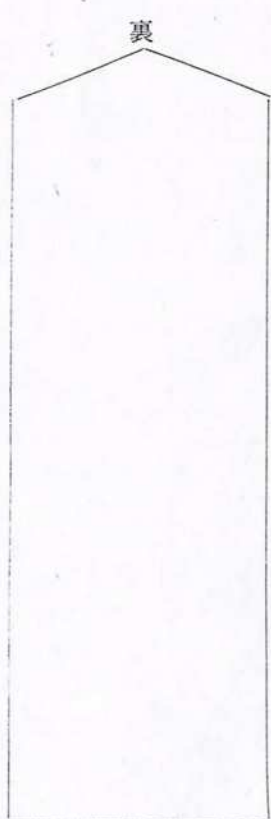
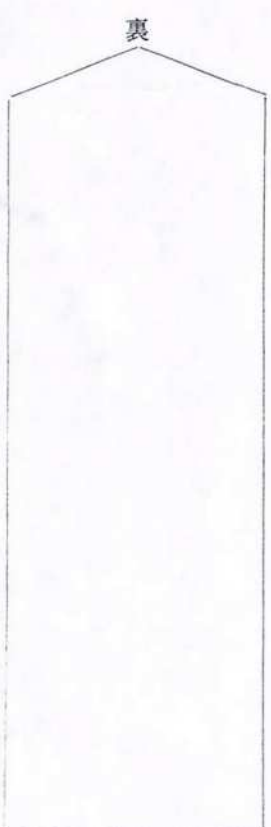


表	元禄四辛未年	社役奉行
	三月三行	神主 大塚伊勢清正
	奉再造四海泰平玉殿安穩飯	市川式部大夫藤好房
	清明 三妙加持	惣社 家中
	八月十五日	



表	享保十三戊申年	代官 大塚伊勢
	奉再造〇〇〇一字	災消除御祈禱之所
	十一月 吉祥日	神主 菅田齊宮
		惣社 家中



9



表  
天下泰平 天保六乙未年  
日月清明 奉再造〇〇一字火災消除之儀  
武運長久 七月吉祥日  
同 神主 山田左近正源庸吉  
市川山城正藤原邦教  
惣社家中

裏  
当所大工  
三良左二門  
熊右二門

表  
天下泰平 御武運長久  
八幡宮惣御修復御祈禱御稔  
国家安全 五穀成就  
神主 市川伊賀守藤原信行  
惣社人中

裏  
天保六乙未歲八月吉日

表  
天下泰平 御武運長久 文久元年 酉年  
日月清明 奉再造〇〇一字火災消除行事啟  
国土安穩 五穀成就 十一月吉祥日  
同 神主 山下左近正源庸吉  
市川伊賀亮藤原信明  
市川大和正藤原常忠  
惣社家中

裏

表  
天下泰平 五穀成就  
奉修繕拜殿天井 明治廿四卯年  
玉殿安穩 氏子繁榮 三月十三日  
同 神主 石原常春  
氏子總代 市川邦道  
同 川上規矩  
鈴木一重  
市川三太夫

裏  
広前奉幣宮殿安穩祈修  
大工 齊主再拜  
大塚三五郎

表  
手置帆負命 当村南町  
奉天兒屋根命 棟札 棟梁大塚三郎左衛門藤原信重  
天彦狭知命  
同南町 大塚三之助  
同三右二門  
下総園左市場村 杉田与平次  
同 伊之助  
内弟子五井川岸 五井川岸  
近藤藤太郎 中西作  
当村仲町 治郎藤  
楠長五郎 原盛高  
五井川岸  
浜田平吉  
当村浜本町  
木挽榮治郎

裏  
辛酉 文久元年 歲  
霜月吉日 作之也  
大塚三之介 書之(花押)

二、墨書銘

年号	発見場所	銘	文
天文十六年	棟真東	建久四年源朝臣御再立也 天文十六年...	
慶長九年	北面化粧地極下端	八幡宮御造之時分事可者之御見之方者〇〇一遍御廻向 奉願者之但社務住僧 慶長九年 甲辰 七月三日	
慶長九年	東北隅化粧隅木下端	飯岡八幡宮〇〇〇〇御榮時分 慶長九年...	
元禄四年	幣殿取付柱の貫クサビ	元禄四年辛未四月日 大工 宗左五門 甚三 藤原好房	
元禄十一年	幣殿長押釘隠六葉裏面	元禄十一歳戊寅九月中旬吉日 菅田齊 寄進 小河昌易	
天保六年	南北鬼板内側	奉造宮 神主 市川伊賀守藤原信行 社役 市川山城正 宮吉長門正 山田左近 千旨 天保六乙未歲八月吉日	
明治二十九年	幣殿床板裏	八幡町 南出途 稻屋慶次郎此所張付ル 明治二十九年 旧八月十三日 記	
明治三十七年	幣殿床下格子内側	拜殿幣殿大床吹抜格子 大工大塚三五郎三男常吉作之日露正ニ開帳ナラントスル時也 明治卅七年二月三日 修繕ス	

- 三、その他
- イ、旧柱番付
  - ロ、旧柱礎石
  - ハ、文久元年御幣(再造奉幣行事修 文久元辛酉年十一月吉祥日)
  - ニ、屋根柿板墨書(八幡文殊屋根板)
  - ホ、大棟旧積瓦(輪違・菊瓦)
  - ヘ、絵馬 (延享元甲子八月十五日)一野地板に転用されたもの
  - ト、額 表一八幡宮、豊藏坊孝雄筆



裏一奉寄進額、永井氏直額、寛文四年甲辰四月吉日  
発願 神主姓市川氏 菅田齊藤原好彦  
各湯住人 二階堂新兵衛影秀 刻之

## 第五節 史的考察

飯香岡八幡宮は白鳳年間に鎮座されたと伝える由緒の古い神社である。社伝によれば建久四年源頼朝の寄進による新造営があり、のち長祿三年(一四五九年)と文明元年(一四六九年)に本殿の修葺と幣殿、拝殿等の造立があったといふが、直接建立年次を明らかにする資料が見当たらない。現本殿の形式技法から見ると、唐様の様式が入っているところから建久四年まで溯ることはできないが、木鼻の渦文様から見れば、文祿、慶長よりは古いようである。市原八幡宮役、庄役注進状(三寶院文書・応安八)に記載の建物の配置規模は現在のものと大分異なるものようであるから、現本殿の建立は社記に「応安二年の修理の記録(附録二の八)があるが、この時のものとは考えられない、従って社記の長祿もしくは文明改修を建立の年代と解してよいであろう。社記の修理記録は白鳳創建以来、長祿三年までに七回を数えるが、何れも宮殿御造営とあるのみで拝殿、幣殿の記載を欠いている。長祿三年の記録にはじめて幣殿と拝殿を新たに造立の旨記載されているので、この時に幣殿と拝殿がはじめて造られ、同時に本殿も新たに造られたのではなからうか、棟札の写しによれば、神主市川中務少輔藤原信行、大工棟梁は伊織之助永秀であったという。(附録二の四)文明元年の頃には従前の偷皮葺を銅板屋根に葺替とあるが、現在偷皮葺の痕跡は見られず、柿葺の軒付が残されており別に柿葺の一部が保存されていた。檜皮とこけらを混同したものでかどうか疑問である。(附録二の四)屋根棟真束に「建久四年源朝臣御再立也」の墨書があるが、これがいつ書かれたものかを考えて見たい、建久四年に書かれたものでないことは前記のとおりが想像できる。

文祿三年から十年後の慶長九年になって今度は本殿の大修理が行われ化粧障以上と化粧隅木を全部取替え、柱も身舎で一本、向拝で一本を差し替えている。北面化粧障下端と東北隅化粧隅木下端に墨書があったこの時の修理の規模が想像できる。これより八十七年後の元祿四年に拝殿と幣殿の改造を主とした大修理が行われたことが記録と棟札及び墨書によって明らかである。即ちこの時拝殿と幣殿は殆んど新たに改造され、幣殿を本殿に接続する為に本殿の向拝柱筋の両端の間の中央に新たに柱を挿入し、幣殿の軸部をこれに取付けると共に前面の化粧軒を一部撤去して屋根も本殿に接続させた為に、本殿は前面の柱間装置、階段をはじめ向拝組物まで改造をうけた。即ち向拝筋の桁はそのままとして従来の頭貫組物を撤去し頭貫を幅のせまいものに改め、両端柱上の組物は実肘木の新造のものに取替え、中央二ヶ所は細い束立ちに改造した。この時の奉行は大塚助大夫、神主は市川式部大夫藤原好房、造営料と御蔵米を寄進したのは堀飛騨守と大久保伊豆守、御金を用足したのは当郷住人の田中長助と修井常政の二人であったことが記録されている。(附録二の四)又正面柱筋に挿入された幣殿取付柱の貫楔に元祿四年の墨書があり、大工宗右エ門甚之丞の名が記されている。

元祿の社記には幣殿、拝殿を新たに奉造立とのみあって本殿修理にはふれていないので、この時は本殿の修理は向拝の部分のみではなかったかと考えられる。又、元祿六年に神主と別当が連署して寺社奉行大塚助大夫に差出した覚によれば、元祿修理の際に氏子等大小家門の助力(修理費の募金)は元祿二年巳の年から同五年申年まで四年間に亘って行われたことがわかる。(附録四)享保十三年の棟札があるがこの時はどの程度の修理をしたかはっきりわからない。元祿の修理から三十七年目である。

享保十三年から百七年後の天保六年に屋根の銅板葺替その他各所修繕が行わ

りである。建久墨書の傍に細字「天文十六年云々」の墨書があるので天文修理の際に書かれたものかどうか、この建久と天文とは全く別筆で、建久のものは筆太にかかれ、天文のものは細字である。この建久の墨書を見るにこれは真束が立ったままで書いたものとは考えられない。真束を横にねかせて書いたものとすれば、最初の建立時か、小屋組解体時ということになる。天文修理がどの程度の修理であったかわからないが、長祿三年に建立したものとすれば天文十六年まで八十八年である。このあと五十七年たった慶長九年には明らかに小屋組の解体を行っていることを考えると天文修理には小屋組解体をしたとは考えられない。従ってこの建久墨書は長祿三年か慶長九年かのどちらかである。建久墨書のある真束の裏面にも何か筆太に書かれているが、殆んど消えて判読し難いのだ。この建久墨書ははつきりと残っていること、慶長九年墨書の書体と似ていることなどを考えると慶長修理の際に小屋組解体した時書かれたものではないかと考えられる。

小屋組内から発見された棟札は八枚あったが、最も古いのが文祿三年(一四九四年)のものである。社記によればこの時永井右近大夫は御造営料として御蔵米二百俵を寄進され、本社幣殿、拝殿共総修葺その外撰社等の造営も行われたというが、これは本社の幣殿と拝殿と読むべきで、この時には本殿の修理は行われなかったのではないかと考える。(附録二の四)これより約十三年前の天正九年に当社造営の為に新市を開くことを願出でて許可になっている。境内に市を開いてその収益をもって建物の修理費にあてたものと考えられる。十三年間これを蓄積して文祿の修理費用にあてたものか、その間の小修繕の費にしたのか不明である。(附録二の四)又社記の文祿三年の頃に御宮殿宗間の支として本殿、拝殿、幣殿及び向拝の柱間寸法を記しているが、この寸法は現在の建物の寸法と略一致している。文祿修理の際に詳しく計測したものであろう。(附録二の四)

れたことが記録に記され棟札も残されている。この時の費用は御府門並に氏子近郷の者が勸進合力によって得られたもので、天保六年三月付の募金の奉加帳が残されている。工事は四月から始まって十一月に完成しているが(附録五)棟札の日付は七月と八月(二枚あり)となっている。棟札に書かれている月日は上棟の時のものであるから修理の完成はそれより後である。この時の両行司は山田左近匠源庸吉、神主は市川伊賀亮藤原信行、社役は市川山城正藤原邦教、大工は当所の三良左エ門、熊右エ門であった。なお屋根棟両端の鬼板裏面にも墨書されていた。

文久元年にも修理が行われ大工棟梁大塚三郎右エ門藤原信重ほか大工八名、木挽一名連署の棟札が残されている。大工が棟梁以下八名と木挽一名といえは相当の規模の修理と考えられるが、天保修理から二十六年目であるから天保の際に手をつけなかった部分の修理ではないかと思われる。即ち本殿の柱根本を切断し、礎石はそのままにしてその上に地覆石を据え、土台を新たに挿入したのはこの時ではなかったか、本殿周囲の土砂が盛り上り、柱が埋没してしまっただので、土台を新たに挿入したものと思われる。この棟札は大工大塚三之助が自ら書いたと記してあるが土台の墨書番付がこの筆蹟と似ているかどうか興味ある問題である。文久の棟札の日付が十一月であるが、これに引続いて屋根銅板の修理が行われたものと思われる。即ち、社蔵記録に文久二年二月十三日付の御宮御屋根銅瓦葺直し請負の仕様書が残されている。これは堺町尾張屋幸吉が御神領御役所宛に差出した書類である。(附録六)

今一枚の棟札は明治廿四年のものであるが、これは明らかに拝殿天井修繕と明記してある。このほか幣殿各所から発見された墨書は何れも明治年間のもので本殿修理には関係がない。

その後の修理の記録が残っていないが、古老の話によれば大正年間に縁廻りの修理が行われて部材が全部改められ、昭和になってからは軒の垂下を防ぐ為

めに鉄の支柱を立てて補強したようである。

### 附 録

#### 文献資料及び修理銘

一、上総国市原郡市東莊八幡宮御縁起

恭惟八幡太神者人皇十六代応神天皇之權化也 御父帝者仲哀天皇御母后者神功皇后也 神后三韓を征し給ひ御凱陣の後筑紫の蚊田に生れさせ給ふ。(皇后の時四辺に八の幡を立て兵士をして守らしむ 後世八幡太神と申奉るは此故也) 時に菅田の皇子と称し奉る 天業を継かせ給ひ神聖の御徳在し四海の外迄も靡き従ひ奉りき 大和国輕島郡豊明の宮にて崩御成らせ給ふ 百姓如喪考妣をと思ひ奉りぬ 欽明天帝三十七年辛卯二月十日(癸卯也太神の癸卯の日を用はるは神と願われたまふの時年月日皆卯なればなり) 豊前国宇佐の郡菱形の池の辺にて始めて神と願れ給ふ 是八幡太神と唱え奉る始也 人皇五十六代清和天皇貞觀元年四月十五日和州大安寺僧行教神勅を蒙り奏問を行ふ 同九月十九日勅使下向し山城国雄徳山に御宮所を定め宇佐の御廟に准へ給て六字の宝殿を立て崇め祭り給へり 世々の帝王一代に一度の奉幣あり 実に我が国二所の宗廟と仰奉る 有りて國として八幡太神の尊靈を祭らざるはなし(此時より國々に太神の祠ある地を八幡と唱へ初る) 就中上総国市原郡市東莊八幡太神者人皇四十代天武天皇白鳳二年壬申八月十二日大神降臨して青野原〇〇〇て我自今可度東海我慢偏執之民と託宣ありける 其後勅願により所奉成勸請也 大〇〇〇天皇は別に東方に祭り奉る(此時若宮八幡宮を東方天子の若宮を東宮と申奉る故也 今の菊間若宮八幡宮是也 祭祀九月九日也) 聖武帝天平年中僧正行基衆生化度のため天下を巡行の時此地を徑歴し偶某の寺に説法給ふ 道俗化を慕ひ感て来て礼拝願聞す 時に戴冠の異人あり来りて石上に坐し給ふ 僧正謹て君は何地より渡らせ給ふと問奉りたるに異人答へて曰我は此ほとりなる八幡八幡麻呂也 師の説法の殊勝なるに感じ正に如来の本誓に力を添んが為と成らん 於此僧正驚かせ給ひ急に柳樹を削り桶のごとく成し給ひ神の御後を立覆ひ給へは異人莞爾と笑

四個を献せらる 是の御願成就に依而也 于時奉行として上杉中務入道禪助事を司る 社家執行善国大工右衛門尉宗正 於鎌倉法華堂下中小路造立之せり 応永以来戦争無止時四海騒動す 故に祠官等八幡宮古来の宝器等奪ひ去れん事を患へ私に運船て相州鎌倉へ渡ぬ 其中洪鐘は今猶臺の谷法華宗の寺中に残れり 其後寛正年中足利右兵衛佐義明公御所を八幡に築せらる 先祖の氏神なるを以て再八幡宮造営成し給ふ 抑も太神鎮坐の久遠なる事を知んには十囲におよぶの鴨脚樹あり 前は蒼海渺々として臨岸花表は対富士山之白雪後は古松森々として聳空朱閣は映筑波嶺之紫霞宏麗壯觀勝地也といふへし(足利義明公は鎌倉氏次男古賀公方晴氏公伯父也 後下総小舟に遷る是を小舟の公方と云 後助里見氏向鴻軍軍敗し小田原北条氏に滅せらる 八幡の御所今別に御所村と呼ぶ其実は八幡の内なり) 其後当國不残北条氏の領地と成る 天正年中武州江戸城主北条氏直の〇〇〇〇治部少輔並遠山右衛門寄附文二通あり 一書は天正四年九月齋藤善七郎奉之一書は天正九年辛巳年七月五日刑部少輔並谷沢丹後守奉之とあり 同天正十九年奈も東照神君本多弥八郎正綱を以て御武運長久のため被献御太刀一振並御黒印禁制御書一通下賜 之則神主市川氏は古来之神領御札之上新に百五十石御朱印寄附之成し給はる 其後天下御統一と相成しも誠に御仁徳深く在之社稷宗廟を崇め給ふによりて也 太神天下泰平國家擁護の御誓言空しからんや 蓋自白鳳二年至今星霜を歴る事凡千余年一日のことし 上自天子王侯庶人に至る迄此神の靈徳を尊信せざるなし実に我旧域二所の宗廟として日月と同日と天地と共に長久栄へ給ふる者也

謹白右八幡宮御縁起古来之伝書は足利義明公本社御造営迄之事実止る 其間數百年を歴により紙盡文字誤謬〇〇〇今又考之猶以天正以来之記録附其後謹而核定誌

寛文八年戊申二月 日

八幡宮別当

神光山

靈

応

寺

わけ給ひ須臾にかき消すことく失せ給へり 上人恭敬し乃亦奉勸請乎此撰待に

麦の餉を供す(今郡本八幡宮市原八幡宮は此時の安置也) 僧正の柳桶を作り献せしは太神の武を掌らせ給ふを以て也 爾來祭祀に柳桶を備るを例とす(今藤村揚柳寺神主院前之寺号〇其義也 太神影向后今現在在市原村葉師堂 其後三百余年を経て後冷泉院天喜年中手長の沖に当りて毎夜光明あり直に八幡宮の本社を照らす 寺といふところは菊間若宮八幡宮兼滞すればなり) 里人驚怖して夜になれば海浜に出る者なし 寔に三人の宿老あり 代々八幡宮に給使し奉り親族のごとくにと暮しぬ(今中島中村浅野) 或日共に評議し一夜小舟に乗して海上に浮ひたるに如例光焰〇〇として水陸とも朗なり 即ち其処に望み棹さし到りぬれば光り忽然として消ぬ 時に〇一個の神面波上近く浮へるあり 三翁大に疑惑せるうち虚空に声ありて曰我は皇基守護神船玉命なり(一名藤田彦 命と申奉る) 汝等往年宇佐宮へ参籠せし時広前に刻める我が面かかれりざるを私に奪へり 祠官是を知りて頻に追へるにより卒に海中に投入去ぬ 其時もし靈験あらは吾儕の本國へ流れすてんと誓へるにあらすや 今縁熟して此に漂着せり 猶太神の広前に〇〇〇〇嵐に答へて聞へり 三翁奇異に思ひをなし急ぎ執上奉りぬ 翌日国守日高彈正朝光へ斯とし訴へぬ 国主大いに驚き喜悅長歎して日余も亦今暁の靈夢を蒙りしに符合せりとして則數多の金銀米穀等寄附なし奉りぬ 於此三翁速に修理内匠司にはかり先八幡宮再興造営におよび不日功成りぬ 既に遷宮の日湯の花捧るに臨みて太神乙女の袖にうつらせ給ひて曰我和光の塵に交り末世の輩凶事災障を消除せんと誓願せり 今又我広前に船玉命を配祀する事の悦し いよいよ民生の繁え昌五穀豊饒を守り得ますへしと神託ありける 参詣の老女信心渴仰し災難有と覚ける(広前の面高く在るゆへ村童等稱々) 其後高倉院治承四年右大将源頼朝柳石橋山合戦敗績し小舟に繁しつ安房に着し此國に逃る 則神前に願書を獻し丹誠を凝し給ふ 不日にして大敵を亡し天下統一統す 於是神祠を造営し神領數多寄附なし給ふ 其後後小松院至徳元年甲子九月八日太政大臣源義満公神輿

神 主 市川伊賀守

祭礼柳桶執事 守公山楊柳寺 神 主 院

船玉命神面守護役 中島氏

中村氏

浅野氏

天下泰平国土安穩

万民快樂者也

二、上麻惣社飯香岡八幡宮由緒本記

(一) 上麻国市原庄八幡郷飯香岡 八幡太神宮 御勸請記

人皇四十代天武天皇能詔旨乎以而飯香岡兩奉鎮座神皇雷波人皇十六代菅田天皇菅田別尊登奉稱天八幡太神登奉祝崇 欽明天皇三十二年為本朝安國鎮護能豊前國菱形池及辺尔而始免氏神明能功德乎願志給布因氏白鳳四乙亥年任皇太神能詔旨乎以而清淨及地乎撰定上麻能國飯香岡能下津磐根尔宮在勸願則天皇能詔旨乎以而清淨及地乎撰定上麻能國飯香岡能下津磐根尔宮柱太敷立知氏中殿尔菅田別尊左殿尔息長帯姫尊右殿尔玉姫尊三柱能皇太神美頭乃御舍尔奉鎮座志関東第一能宗廟一國總司社八幡本宮登奉稱勸使從三位桜町中納言秀満御奉幣使從四位菅原中務少輔時春卿兩卿御下向被為有吉日良辰中掎定謹美畏美奉勸請志八幡三所乃御宗廟一國惣社八幡太神宮是也

白鳳四年三月十五日 敬白

(二) 人皇四十六代孝謙天皇御宇 天平勝宝元己丑年 当宮殿御造營被為有

(三) 元慶三己亥年 御冥助為報賽 宮殿御造營尚泰平之精所可抽之旨被為仰

71

20-7-16



附有也

- (四) 人皇六十六代一条院御宇 寛弘五年三月 (上總国守鎮守府將軍) 撰津守源朝臣頼光公 当社御信仰厚依而為武運長久之御祈誓報賽 宮殿御造營被為有御寄進者也
- (五) 人皇七十七代後冷泉院御宇 康平七年甲辰年鎮守府將軍兼陸奥守源朝臣頼義公 当社御信仰被為有御造營料込志面御米千石御寄進被為有依之治曆元乙巳年宮殿御造營有之

- (六) 人皇八十八代高倉院御宇 承安元年辛卯年千葉介常宮御信仰被為有依之為御武運長久家門繁榮之 宮殿御修覆御寄進被為有者也
- (七) 人皇八十二代後鳥羽院之御宇 建久三年壬子年八月 征夷大將軍源頼朝公 當宮厚御信仰被為有由而合戰之度每御勝利早速御凱陳被為有御冥助為報賽 宮殿殿重之御造立御寄附則御証文一通奉納其其曰

上總国市原庄八幡郷八幡宮依冥助早速凱陳一天掌握因茲為報賽今宮殿新造立猶武運長久国家安泰旨抽精新殊可專祭祀之狀如件  
建久三年八月 大納言源朝臣頼朝御判  
右御墨附御名代衆御持奉奉納  
御奉行 殘被為有而早速宮殿御造立被為有者也  
御名代衆 前掃部頭藤原朝臣親能  
左京之進中原朝臣仲業  
御奉行 和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札之文曰  
奉新造營上棟

當宮者人皇四十代天武天皇能勅詔乎以白鳳四歲三月新尔宮柱太敷立飯香岡尔千木高知天奉鎮座一國宗社八幡太神宮也 唯一宗源神道相伝行事本朝文武之大祖神明英武能御神德靈驗顯陽能太神源氏累代守護能尊神也 故尔治承四源家之大樹征夷大將軍源朝臣頼朝公御信仰被為有早速御凱陳一天掌握御祈願

奉造營上棟 (一) 國惣社 (勸願祀願) 兩所八幡太神宮源氏武將之守護神尔座故尔建久三大樹源朝臣頼朝公之御再建也然尔經歲曆今度幣殿拜殿新奉造立 苑願尔依而太田左衛門佐持資侯奉願所聞召被上聞達征夷大將軍源朝臣義政公被聞食御造營金千兩御寄附被下置 早速御本殿修覆乎加幣殿拜殿向拜新尔奉造立吉日良辰乎折定奉納上棟 御舍者諸之災無玉殿安穩天地明登共尔常盤堅盤尔立榮志未玉登奉納辭竟良久止白寿

神主 市川中務少輔藤原信利  
社家 祠官 中

- (二) 人皇百四代後土御門院御宇 文明元己丑年八月 弓御所足利右兵衛佐源義明公御祈願尔依当社御屋根古來檜皮葺之処新尔銅板屋根尔葺替其外御造營御寄進被為有 真里谷原式部入道憲鑑奉行乎可留
- (三) 敬白 八幡宮由緒本記錄古來伝書者文明事夷尔止留 其間數百年乎歷尔依而紙面蠹腐文字多久難分所有之 仍而今正之社伝之書乎小冊尔註写須難然為誤謬事有哉 猶又文明以來之記錄附其後尔謹而校定訖
- (四) 天正九年己巳年六月 当社為御造營之八幡宮新市御免奉願所早速御聞濟被下置七月御免許頂戴仕候則御証文左尔曰

八幡郷守護不入  
相定新市之事為立願

押買狼藉堅停止殊於近郷取候役之事  
如前々其処尔可改之近郷尔而未進役於八幡中致策謀不可叶郷中商人諸役免許之儀不可有相違者也仍如件

天正九年己巳年七月  
刑部少輔 谷沢丹後守 奉之  
御朱印

成就尔由而冥助為報賽込蒙蒙命乎前掃部頭藤原親能左京進中原仲業奉行左衛

門尉平義盛三侯抽精誠乎宮殿新造立御寄附殿重之御造營也 于時建久四年八月十五日吉日良辰折定奉納上棟美頭能御舍者手置帆眉命天彦狭知命之神巧尔槐奈礼波昆虫及災無高津津神乃災無高津津鳥乃災無暴風吹荒事無猛火乃災無玉殿安穩天地日月登共尔堅盤尔立榮志免玉惠止祈辭意奉良久正白寿

- 社家 祠官 中  
大工 棟梁 修理介正広
- (八) 人皇九十九代後光嚴院御宇 応安二乙酉年 征夷大將軍源朝臣義滿公 當社御信仰被為有御祈願尔依而 宮殿御造營御寄附被為有在奉行中務少輔殿被有御越候者也
- (九) 人皇百一代後小松院御宇 至德元甲子年九月 太政大臣征夷大將軍源朝臣義滿公當社御信仰被為有御祈願感成成就尔依而御冥助為報賽登当社御神輿四社新造立奉寄進者也

御神輿四箇奉獻 奉行 上杉中務入道禪助  
社家 執行 善國  
大工 右衛門尉宗正  
右於鎌倉法華堂下中小路新造立之也  
至德元甲子年九月八日

人皇百三代後花園院之御宇 長祿三己卯年三月 当社幣殿拜殿新造立苑願尔附 征夷大將軍源朝臣義政公御代太田左衛門佐殿江右新造立仕度旨奉願所早速被聞召御上聞尔被達依而小笠原源左衛門御見分被為有則御造營金千兩御寄附被下置頂戴神前江奉備早速御本殿御修覆乎加幣殿拜殿向拜並神前石檀敷石其外瑞籬等迄美乎尺新尔奉造立者也  
御造營棟上札

文祿三甲午年 永井右近大夫殿当社御信仰被為有依之為御造營料止御藏米式百俵御寄進被為有 此時御本社幣殿拜殿宗修覆其外撰社等御造營有之 則知御棟札左尔記須

三元三行 文祿三甲午年 代官 大塚助之丞  
奉 再造立一字 災消除之儀 神主 菅田大内藏亮  
三妙加持 三月吉祥日 惣社衆中

御宮殿宗間之支

- 一、御本堂表平行三間 但中乃間者九尺間也 兩之間者八尺間也 妻行者三間内飛緣者一丈一寸間也 残二丈間八尺間也
- 一、幣殿表平行一丈六尺一寸間也 妻行者三間 但本社与利取付之間九尺間也 残二丈間者七尺間也
- 一、拜殿表平行五間 中者九尺五寸間也 残四間者七尺間也 但妻行三間者七尺也
- 一、向拜殿表平行三間 中者九尺五寸間也 残二丈間者七尺間也 但妻行八尺四寸間也

以上 御本社之分也

(四) 慶長二丁酉年社僧儀神光山天正院靈応寺止号社務之儀門藏坊寂光坊円乘坊本堂坊右四坊尔而年番尔相務當番尔相成候者靈応寺乃寺号乎名乘候支始流但寂光坊者菊間村若宮之社務尔而若守寺止号々 同年円藏坊其外從前々是迄大日堂尔而社務致来候故 追々社僧多尔相成依而社僧務所新規造立有之則讓摩堂止唱又者経堂止毛云也

(四) 元禄四年辛未年 八幡宮幣殿拜殿立直志新造立有之尔依而 堀飛驒守殿大久保伊豆守殿御兩家御信仰被為有由而為御造營料止御藏米御寄進被為有並氏子大小之家門助力乎尽神納有之

御金用足 当郷住人田中長助 松井常政兩人也  
造營旨趣祝

謹白一国家社八幡太神宮本朝文武太祖神明英武之御神靈也 故尔堀飛彈  
守大久保伊豆守御信仰被為有故 社頭旧古尔至利因茲御兩所一致為御武運  
長久家門繁榮之八木奉神納其加力手殆且止而氏子大小心合一成奉加一社一  
同抽精誠乎幣殿拜殿新尔奉造立 于時元禄四辛未年八月十五日吉日良辰乎  
拏定奉上棟御舍者昆虫乃災無高津神乃災無高津島乃災無暴風吹荒事無猛荒  
火乃災無玉殿穩天地明登共尔堅盤尔富榮志米玉尔謹美々々敬白

棟札日

日月 三元三行 元禄四辛未年

社家奉行 大塚助大夫

奉 再造立四海泰平玉殿安穩故

神主 市川式部太夫藤原好房

清明 三妙加持 八月十五日

惣社家中

三、三寶院文書(京都市伏見区)

醍醐寺所藏

市原八幡國役庄役注進状

注進

上総国市原八幡宮國役庄役事

國役分

御宝殿 一字 三間

一國平均課役

御神輿宿 一字 三間

馬野郡、海北部

左右六所宮 二字 各三間

一所山辺南部 山辺北部

御宮殿 三基

武射南部 武射北部

内廻廊 三十六間

一國平均課役

正面鳥居

同前

南経所

同前

北経所

竈神殿 一字 五間

左右善神

後門鳥居

志多羅宮 一字

松童宮 一字

阿蘇十二所宮 一字

若王子宮 一字

住吉宮 一字

大將軍宮 一字

外松童宮 一字

一切経藏 一字 三間

宝藏 一字 三間

江日須宮 一字

貴船宮 一字

三郎殿宮 一字

右 注進之状如件

元禄六年 西ノ七月 日

執行

若宮神主 高

八幡神

頼 國(花押)

頼 國(花押)

中門 一字 三間 玉垣 井垣 刑部郡 佐是郡 長南郡 長北郡

左右屏屋 二字 各五間 埴生郡 已上五箇郡課役

大門 一字 市東郡 市西郡

常行三昧堂 一字 三間四面 山田郡 望東郡 与字呂保

五箇國棟別園

.....(この間他の文書一紙あり 飛あるか).....

庄役分

御副殿 一字 三間

御拝殿 一字 五間二面

若宮御殿 一字 三間

宇佐宮 一字

□□宮 一字

地主宮 一字

今宮 一字

□呂字戸宮 一字

.....

上若宮分

御神宝殿 一字 三間

武内宮 一字

高良宮 一字

地主宮 一字

小社 四所

御副殿 一字 三間

御庁 一字

本堂 一字

源 栄(花押)

賢 俊

実

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

別に次の一紙あるも挿入個所不明

外廻廊 三十二間

御膳殿 一字 五間二面

法華三昧堂 二字

講堂 一字 四間二面

道場 一字 一間四面

鐘楼 一字 二間

白幡堂 一字

天神宮 一字

大食堂 一 十三間

大舞台

四、覚

一、八幡宮御造營ニ付勸金並御年貢巳ノ年ヨリ申ノ年迄目録之通無出入勘定

相済申候為念一札如件

元禄六年 西ノ七月 日

神主

大塚助大夫

五、宝曆十二年後留記写

一、天保六未年四月当社御屋根下地一式銅新板並造營其外諸々手入普請有  
之候ニ付御府門並氏子近郷勸進合力ニ依テ御修覆料金足合 西十一月先規

之通御造管○成就○  
六、御仕様書

- 御宮御屋根銅瓦葺直し請負  
一札之事
- 一、三拾貫五百目 銅板四百卅枚
  - 一、三拾五貫三百目 同 五百枚
  - 一、七ノ目 同 百枚
  - 一、七ノ目 同 百枚
  - 一、拾貳貫六百目 同 百五十枚
  - 九拾貳貫五百目 御屋根葺替 足し枚分
  - 老賃目附 銀 四拾三匁五分替
  - 代銀 四貫廿三匁七分五厘
  - 一、銀三百卅匁 御紋御銅物廿三枚  
内式枚御奉納仕候  
油と灰炭屋根共
  - 一、銀百七拾九匁五分 五百目〇張
  - 一、銀七拾貳匁 五千本屋根志め分  
四百目屋根張  
老万五千本
  - 一、銀百八拾匁 御宮銅板〇かし  
なまし加〇志め共  
手間たる木巻はふ  
巻角木六本巻
  - 一、銀百五拾六匁八分五厘 増手間頂戴仕候

惣

- 銀 六貫八百八拾匁老分
  - 内 古銅 三拾四貫百目 請取
  - 同 拾四貫五百五十目 請取
  - 同 三ノ七百八十目 請取
  - 代銀 老ノ四百九拾四匁式分 五拾貳ノ四百卅目 老ノ目附 廿八匁五分替
  - 内 新銅板 拾四枚 葺残り分請取
  - 代銀 四拾九匁老分
  - 請取物
  - 銀 老ノ五百四拾三匁三分七厘
  - 差引 銀 五貫三百卅六匁七分
  - 此銀 金ニシテ
  - 金八拾八匁三分 拾老匁七分五厘
  - 酉 十月八日 内金 三拾兩也 請取
  - 戌 正月廿二日 内金 三拾兩 請取
  - 同 二月八日 内金 八兩 請取
  - 惣差引
  - 銀拾老匁七分三厘
- 右之通り請負代金不残候而請取申候 以上  
文久二戊年 二月十三日
- 堺町 請負人 尾張屋 幸吉

御神領  
御役所

創立沿革参考資料一覽

番号	年号	西暦(年)	摘	要	経過年数
一	白鳳 四年	六七六	附録文獻資料一及び二の(一)		七三年
二	天平勝宝元	七四九	附録文獻資料二の(一)		一三〇年
三	元慶 三年	八七九	附録文獻資料二の(二)		一三〇年
四	寛弘 五年	一〇〇八	附録文獻資料二の(三)		一三〇年
五	治暦 元年	一〇六五	附録文獻資料二の(四)		一三〇年
六	承安 元年	一一七一	附録文獻資料二の(五)		一三〇年
七	建久 四年	一一九三	附録文獻資料二の(六)		一三〇年
八	応安 二年	一三六九	附録文獻資料二の(七)		一三〇年
九	長祿 三年	一四五九	附録文獻資料二の(八)		一三〇年
一〇	文明 元年	一四六九	附録文獻資料二の(九)		一三〇年
一一	天文 二年	一四七四	附録文獻資料二の(一〇)		一三〇年
一二	文祿 三年	一五九四	附録文獻資料二の(一一)及び棟札		一三〇年
一三	慶長 九年	一六〇四	墨書銘 北面化粧地榑下端及び東北隅化粧		一三〇年
一四	元禄 四年	一六九一	附録文獻 隔木下端		一三〇年
一五	享保 三年	一七二八	棟札		一三〇年
一六	天保 六年	一八三五	棟札及び宝曆十二年後留記写及び墨書銘		一三〇年
一七	文久 元年	一八六一	板		一三〇年
一八	文久 二年	一八六二	棟札 仕様書		一三〇年

一九	明治二四年	一八九一	棟札拜殿天井	二九年
二〇	明治二九年	一八九六	墨書銘幣殿床板	五年
二一	明治三七年	一九〇四	墨書銘幣殿床下格子	八年
二二	昭和四二年	一九六七	解体修理	六三年

重要文化財 飯香岡八幡宮本殿 修理銘

事業概要

解体修理工事

着工 昭和四十二年四月一日

竣工 昭和四十三年十二月三十一日

総工費 金貳千九百九拾九万参千老百四拾老円 予算額

昭和四十二年度予算額 金 九百万円

昭和四十三年度予算額 金 老千貳百四拾老円

収入内訳

- 金 老千六百五万円 国庫補助金
- 金 貳百参拾万円 千葉県補助金
- 金 貳百五拾万円 市原市補助金
- 金 五拾五万円 所有者負担金
- 金 五拾九万参千老百四拾老円 雑収入

支出内訳

- 金 老千四百八拾八万七千参百五拾七円 工事費
- 金 六百五拾貳万七千八百参拾四円 人件事務費
- 金 五拾七万七千九百五拾円 附帯工事費

施行者 重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会

創立沿革



飯香岡八幡宮は、白鳳年間に鎮座されたと伝える古い神社である。社伝によれば、**建久四年**源頼朝の寄進による新造営があり、のち**長祿三年**、**文明元年**に本殿の修葺と幣殿、拝殿等の造立があったというが、**寛文**年次を明らかにする資料に乏しく、現本殿はその形式手法からみると**十五世紀頃のもの**と考えられる。社記の**長祿**もしくは**文明**改修を建立の年代と解してよからうと思われる。その後、天文十六年、文祿三年に小修理が施され、慶長九年に至って化粧軒以上を全部取替え、柱も身舎で二本、向拝で一本をさし替える大修理が行われており、以後数次に亘って修理が施されているが、本殿要部はほぼ建立当時のまま残され、慶長改修時の姿が現存されている。元禄四年に前面に幣殿を取付けた際に、向拝組物を改造し、一部を撤去したほか、正面の柱間装置や木階段が改造され、大正初年には縁廻りを改修する部分修理が行われて今日に至ったものである。昭和廿九年に本殿が重要文化財に指定され、昭和四十二年から四十三年にかけて国庫の補助を得て解体修理が行われた。

### 修理の概要

旧海浜に位置するため地盤が悪く、基礎は不同沈下を来し、軸部一軒廻り共総体に組手が弛緩し、雨漏れによる腐朽も目立っていたため、建物は一旦全部解体して根本的修理を行った。又後世の改変された部分は資料にもとずいて当初の形式に復旧整備した。

- 一、基礎は旧礎石をそのままとしてその上にコンクリート地業を布に打ち、その上に地覆石を据え付けた。
- 二、当初材及びその他古材は、支障のない限り埋木、はぎ木等を行い再利用し、腐朽又は虫蝕の甚しいもの及び現状変更によるものは樺、檜又は杉材をもって取替補修した。
- 三、屋根の銅板は現状変更により従来の瓦葺葺を平葺に改めたため、全部を新調した。

四、旧塗装は殆んど剥落して旧仕様不明のため、外部丹塗、要所墨塗とし正面板唐戸は朱漆塗とした。

五、飾金具は殆んど欠損していたので全部新調した。

六、基礎、木部等、蟻害のおそれある場所は防蟻処理を行った。

七、附帯工事として玉垣の復旧と、防災施設として屋根上に避雷針を設置した。

### 現状変更要旨

一、向拝廻りを次のように旧に復した。

イ、二重床張りを撤去した。

ロ、前面に取付く後設幣殿を切離し、正面の頭貫、組物及び軒廻りを旧規に復した。

ハ、正面三間に木階及び浜床を復し、三間共吹放しに復した。

ニ、両側面出入口の内法高を旧規に復し、舞良戸片引を杉戸引違いに改めた。

二、縁廻りを次のように復旧または整備した。

イ、廻縁の正面部分を廃し、前面を向拝柱筋納めの旧状に復した。

ロ、両側面後端の脇障子を撤去し、背面に縁を復旧した。

ハ、縁と勾欄の形式を整えた。

三、屋根瓦葺銅板葺を銅板平葺に改め、大棟の形式を整えた。

### 重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会

委員長 市原市長

工事監督

工事主任

鈴木貞一

大滝正雄

清水栄四郎

昭和四十三年十二月

飯香岡八幡宮々々司

市川教生



1 竣工 正側面



2 修理前 正側面





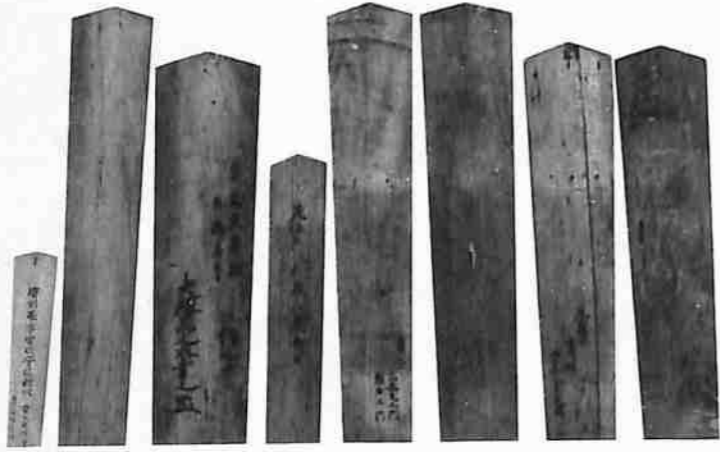
103 発見棟札 表



106 化粧地樋下端墨書(慶長九年)(同化粧隅木にも同文あり)



104 同上 裏



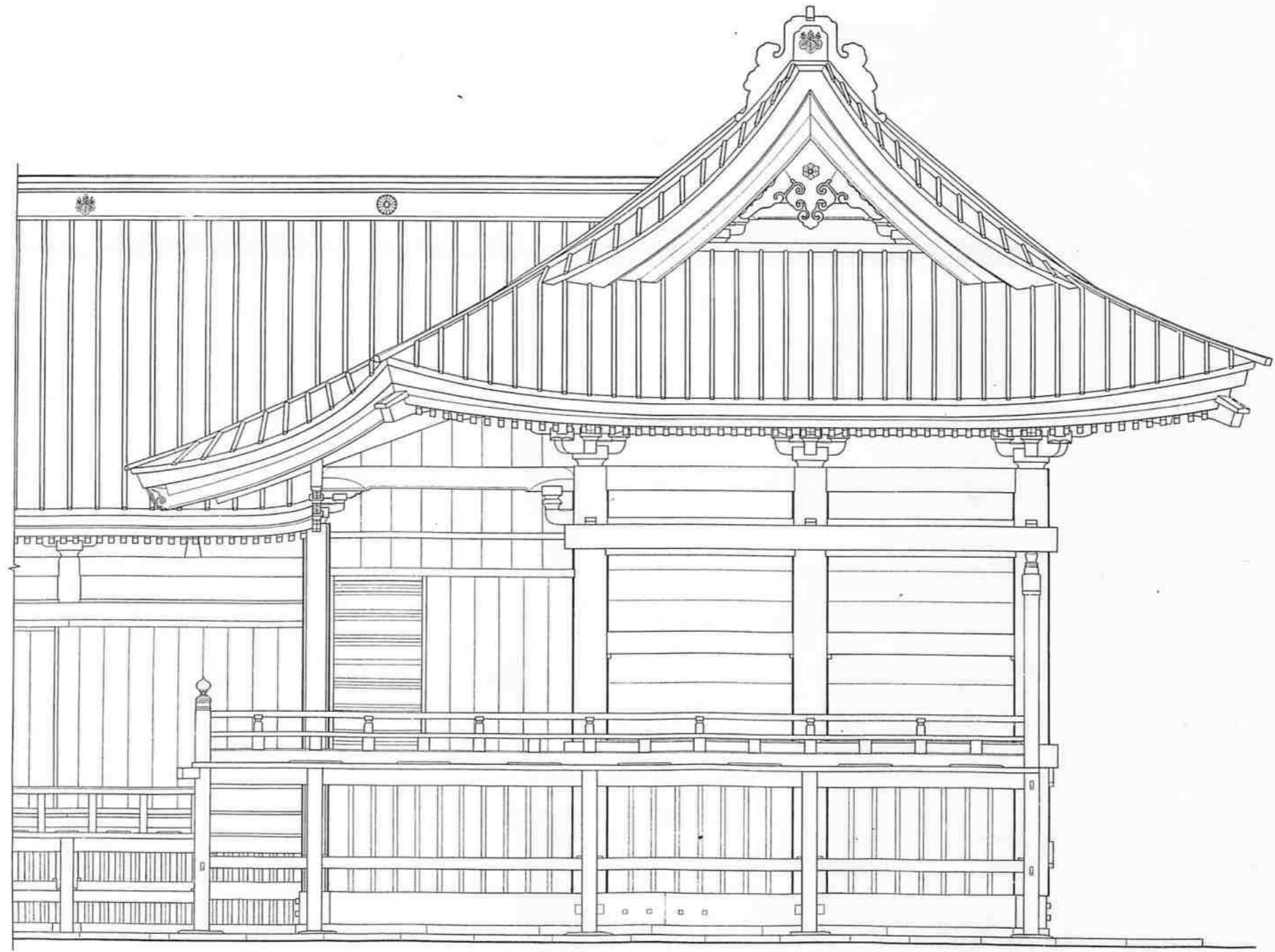
105 棟鬼板墨書裏



107 幣殿取付貫楔墨書







11 修理前側面図





10 修理前正面图

